

Zenkoku Aozeiien

亀川執行部集大成!!

主月税連

178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192

July.15.2022 No. **189**

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 代々木第10下田ビル7F
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

Content

会長退任挨拶 _____ P.3~4

コロナ後を見据えた新しい活動 _____ 会長 亀川 貴之

各部長一年間を振り返って _____ P.5~8

国会陳情報告 _____ P.9~10

国会陳情報告 _____ 総務部長 酒井 哲也

日税連との懇談会 _____ P.11~13

日本税理士会連合会執行部との懇談会 _____ 広報部長 塚原 政史

法対策情報 _____ P.14~15

法対策部より活動報告 _____ 法対策部長 高柳 律彦

会長退任挨拶

コロナ後を見据えた新しい活動



会長 亀川 貴之

I はじめに

昨年の全国大会で会長就任のご承認をいただいてから1年が経過し退任挨拶をさせていただく時期となりました。まずは1年間にわたり一緒に活動をともにしていただいた執行部の皆様、会員の皆様に心より御礼申し上げます。

前年の全国大会は新型コロナウイルス感染症のまん延により2年連続で会員が参集できない状況下での開催となり、その後の理事会の開催も度々オンラインでの開催を余儀なくされました。令和4年の春以降になりようやく制限も徐々に解除になり、理事会や懇親会もリアル開催できる様になりました。全国青税の魅力の一つが全国の会員との交流です。リアル開催が可能になったことによって、会員同士の交流の機会も増えてきました。そのようなコロナ前には当たり前だった日常が戻ってきた事に感謝しています。現在はリアル開催ができる場合でもオンライン開催も併用しており、部会や理事会へ参加しやすい環境が整っております。コロナ後を見据えた新しい活動の形態も見えてきた様に思います。

この1年間の世界情勢を振り

返りますと、コロナ禍の中での各国の財政支出拡大、経済の回復過程による労働力不足、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻の影響による原油や原材料の一段の高騰、中国のロックダウンの影響による流通網の混乱などで物価上昇が続いています。各国が金融引き締めに入る中、日本では金融緩和を継続して円安が進行しており、今後は日本でも急激な物価上昇が懸念される状況になっています。

国民負担が増える事が想定される中、電子帳簿保存法の改正、消費税の複数税率制度、インボイス制度など納税者に負担となる改正が次々に行われています。これらの改正は事務負担も大きく、日本の企業の99%以上を占める中小零細企業にとっては死活問題になりかねません。国際的にみても低い水準である起業率を引き上げて日本経済を活性化させるためにも中小零細企業について事務負担の少ない税制、制度設計が必要であると考えます。

本年は要望の具体的な実現に向けた行動として国会議員への陳情活動も行いました。国会議員の皆様には我々の要望について概ね同意いただき、国民目線に立った活動に対して高

い評価もいただきました。国会議員陳情活動で感じた事は法改正の現場に中小零細企業の実態の声が届いていないという事です。今後、少子高齢化社会で労働力が不足していく中、日本経済発展のためには税制の簡素化の視点は欠かせません。要望の実現のためにも継続して現場の声を届けていく必要性を感じました。

II 税理士法改正について

コロナ禍の状況下で税理士はクライアントに対し給付金申請、融資申込などの資金繰り、経営計画作成など幅広い対応が求められました。税理士が中小・零細企業にとって税務・会計以外でも相談の窓口であり頼れる先である事が明確になったと思います。一方その役割についてはPRが不足していると感じさせられる事が多くあります。AIにより無くなる仕事の上に位置づけされるなど税理士の仕事の周知が十分であるとは言えません。税理士業界に若い力を呼び込むためにも税理士業のPRと税理士制度の見直しが必要です。

令和4年度の税理士制度の見直しでは、税理士受験資格要件

の一部緩和が行われましたが、受験者の増加の為には十分なものは言えません。合格まで平均10年もかかる税理士試験の見直しと、税理士登録者を原則税理士試験合格者にするなどの抜本的な改正が望まれます。

議論を重ねた結果、税理士試験制度については①試験問題について理解力・応用力を問う内容にする、②税務六法の貸与を認める、③試験科目について国税4法からの選択制にする、④試験の実施回数を増やす、⑤模範解答、採点基準を公開する、⑥試験会場を増やす、以上6項目を要望として提出しました。税理士法については①税理士が納税者の権利を擁護する立場であることの明示をすること、②税理士登録者を原則税理士試験合格者とする事、③財務大臣の日本税理士会連合会・税理士会に対する総会決議取消権を廃止すること、④税理士法人の無限連帯責任制度について、新たに社員税理士となった者に過度な負担とならないようにする措置を講ずること、以上4項目を要望として提出しました。

Ⅲ 税制改正について

租税の三原則「公平」「中立」「簡素」のうち本年度は特に「簡素」の視点を重視しつつ税制改正要望意見書を作成しました。近年の税制は年々複雑化しており、事業者の負担が増えています。特に消費税の複数税率制度とインボイス制度の廃止及び、納税義務の判定の見直しについては重点要望項目として国会議員への陳情の際にも掲げました。

Ⅳ 納税者権利憲章について

日本では民主党政権下で納税者権利憲章の制定に向けて活動が進んでおりましたが、その後制定が見送られ、以後制定に向けた活動も下火になっております。全国青年税理士連盟は規約において納税者の権利擁護を目指すとしており、納税者の権利憲章の制定は全国青年税理士連盟の活動の根幹でもあります。本年度は納税者権利憲章制定の必要性について、会員へも周知を図るため勉強会を開催いたしました。要望書については次年度以降へ作業を継続し提出を目指します。

Ⅴ 全国青税の組織活動について

会員同士の交流の場の提供、要望の実現に向けて全国青税の組織拡大は重要なミッションです。本年度は組織拡大に向けて未加入青税へのコンタクトと個人会員へのコンタクトも再開させました。みちのく理事会では仙台の税理士にコンタクトを取り、1名新しく個人会員としてご入会いただきました。令和4年7月の理事会は広島で開催され広島青税との懇談会も企画しております。新型コロナウイルス感染症による状況も落ち着いてきて、組織拡大活動を再開できた一年であったと思います。

Ⅵ 韓国税務士考士会との交流について

韓国税務士考士会との交流の歴史は、平成4年東京・埼玉・

神奈川青税が合同で韓国視察団を派遣した事に始まり、平成12年に友好協定を調印して以来長らく続いております。本年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により相互の総会への参加、勉強会の開催は見合わせる事となりました。交流は次年度以降に継承をしていきたいと思っております。コンタクトを継続していただいた国際部の皆様には感謝申し上げます。

Ⅶ 結びに

新型コロナウイルス感染症による活動の制限期間を経て、会員の皆様に直接会える時間と、当連盟の組織の大切さ、重要性を認識する一年となりました。

私は、開業から青税の皆様には大変お世話になっております。平成28年に顧客ゼロで開業してからは青税の先輩方のアドバイスや仕事の紹介で助けられた部分も数多くございました。税理士試験合格までは大変な道のりですが、実際に事務所を経営していく知識はまた別の知識が必要とされます。事務所経営に際して先輩方の貴重なアドバイスを得られる青税の活動は貴重です。今後の税理士業界の担い手を増やしていくためにも、そして国民の為の税理士制度、租税制度の確立に向けた活動を継続するためにも全国青税の更なる組織の維持・発展を目指して参ります。会員の皆様の一層の支援とご協力をお願いいたします。私からの退任のご挨拶とさせていただきます。1年間本当にありがとうございました。

一年を振り返って



総務部

部長 酒井 哲也

(埼玉)

一年間、総務部長を担当させて頂きました埼玉青税の酒井哲也です。昨年の定時総会で総務部長を拝命して以来、理事会を初めとして法対策部会、研究部会、全国大会実行委員会、全国三青会、日税連執行部との懇談会、日税連の理事会傍聴、に加えて今年度は国会陳情など、全青税で計画された行事、会議に可能な限り参加してきました。特に理事会については、全11回のうち2回がコロナ禍のため会場での開催が出来ず Zoom 開

催になってしまいましたが、各单位青税の御協力のおかげで、前年度より多く会場での開催をすることが出来ました。特に年明け以降、税理士業務の繁忙期においては、自己の業務との両立が非常に大変でしたが、皆様の御協力もあり無事任務を終えることが出来そうです。

全青税においては、前々年度は経理部長、前年度は組織部長、今年度は総務部長と3年連続で部長職を担当させていただきました。その中で全青税の様々な

行事等に携わることによりかけがえのない経験が出来、自分の人生の中でも忘れられないものとなりました。これらの経験を今後の自分の人生で生かしていくとともに、一会員として全青税に協力をしていきたいと思えます。

最後に東京青税の高橋紀充さん、近畿青税の笹田淳さんには、理事会での Zoom 併用のため機材の設営をして頂きました。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。



経理部

部長 土肥 豊

(近畿)

本年度経理部長を務めさせて頂きました近畿青税の土肥豊です。時が経つのは早いもので、経理部長の打診を受けて1年が経過しようとしています。近畿青税京都支部では何度か部長を務めましたが、全青での部長は初めてでした。しかも経理部長と経験したことがない役職で大変戸惑いましたが、酒井総務部長、亀川会長に助けられ、何とか一年を乗り切ることが事が出来ました。

経理部長の仕事は結構地味で

すが、毎月期限の決まった業務があるので、うっかり忘れてしまうと大変なことになります。帳簿の入力などは税理士業務と同様なので簡単に出来るのかと言うと、そうでもなく、逆に仕事じゃない分やる気が出なかったです(笑)

就任時にも書いたと思うのですが、近畿青税京都支部では40歳で正会員を卒業いたします。私はこの全青経理部長が終ると晴れて特別会員となり、若手の活躍を見守る立場になり

ます。自慢ではないですが、私は青税に入会后コロナが始まるまで全国大会、シンポジウムへ全参加しています。参加してこそその青税だと思いますので、今年の神奈川大会で多くの会員に会えることを楽しみにしています。

最後になりますが、私を支えてくださった事務の鴻野さんに、この場をお借りして御礼申し上げます。本当に一年間ありがとうございました。



研究部

部長 小山 栄一
(東京)

月日が経つのは早いもので、もう退任あいさつの原稿を書く時期が来ました。2021年度、全国青税研究部長を務めて参りました東京の小山栄一です。昨年度よりシンポジウムの運営形式が変わり、全国大会と同日開催する事となりました。昨年の8月は準備の都合もあり、研究部主催での税理士法に関するパネルディスカッションを執り行いました。

2022年8月は「税法」をテーマに、各単位青税の論文作成と、

いよいよ研究発表も行います。全国大会とシンポジウムの同日開催というのは初めての試みとなりますので、今日現在では、正直やってみないと分からない部分もあるかなと思っている所ですが、みなさん一生懸命準備を進めておりますので、素晴らしい研鑽活動となることを期待しております。

今期もコロナ禍が続いており、Zoomによる理事会・部会がメインでしたが、会員の士気が下がるどころか、益々の活発

な議論を交わしてきました。部長としては大変な部分もありましたが、終わりが近づくと何だか寂しいものですね。これからも皆さんの力で、全国青税を盛り上げて行って頂きますと幸いです。一年間ありがとうございました。



組織部

部長 山田 隆一
(近畿)

一年間、組織部を務めさせてもらいました近畿青税の山田隆一です。

組織部としては、コロナ禍の中で活動が制限されましたが、昨年12月に組織部会を開催し、各単位青税の活動報告、また徐々に広まりつつある単位青税相互間のオンライン研修について意見集約を行いました。どこの青税も新入会員の獲得に苦戦し、また研修、部会等の機会が減り会員の定着率が悪くなっているという問題点を抱えていま

す。一つの解決策として、各単位青税間のオンライン研修の充実があるのではと考え、各単位青税の状況についてヒアリングを行いました。配信機材や講師の了解を得れるか等の問題もあることがわかりましたが、配信側の単位青税において障害がない場合は、他の各単位青税内で告知など共有してもらうことなど意見集約を行いました。こうした活動を一步一步着実に積み重ねて青税の組織を強固にしていければと思います。

また令和4年5月には仙台の若手青年税理士と、7月には広島青税と懇談の場を設け、まずは全青税を知ってもらうことが必要であるとの方針の元、ざっくばらんな話をしつつ交流を行い、参加者の中から入会をいただくこともできました。セッティングに尽力してもらった会員、当日参加してもらった会員にはこの場を借りて感謝申し上げます。

一年間お世話になりました。ありがとうございました。



厚生部

部長 伊藤 慎一
(東京)

1年間、厚生部長を務めさせていただきました、東京青税の伊藤慎一です。

本年の厚生部の活動としては、主に慶弔見舞金の手続及び全国大会の懇親会のプログラム作成等、対応させていただきました。

新型コロナウイルスの影響が続く中、本期間中に開催が実現したイベントの回数は多くありませんでしたが、執行部の方々と会員の皆様の厚いご協力を賜り、厚生部長としての任期を無

事に終えることができました。この場を借りて御礼申し上げます。本来であれば全国で開催された理事会後の懇親会を運営するという職務もあったところ、プライベートの事情で恐縮ですが、この夏に新たな家族を迎える予定になり、感染予防の観点で出席を控えざるを得ず、ご迷惑をおかけしたこともあったかと思えます。その際、ご助力いただいた執行部の方々には本当に感謝しております。

厚生部主催の懇親会に出席が

叶わなかったことは心残りではありますが、今後も、家庭とのバランスも考えながら、青税活動に参加していきたいと思えます。この1年間の経験を活かしながら、微力ではありますが、活動ご協力できればと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。



法対策部

部長 高柳 律彦
(神奈川)

1年間法対策部長を務めさせていただきました神奈川青税の高柳律彦です。前年度は税制対策委員長を務めさせていただき、コロナ禍での部会運営の経験値があったこと、また皆様のご協力のおかげで毎回の法対策部会を無事開催することが出来ました。今年度はワクチン接種が進んだことや、コロナ対策もしっかり行えたことにより、前年度よりは議論が闊達にできたのではないかと思います。

活動報告につきましてはこの

後に記載致しますのでここでは割愛させていただき、私の感想を述べさせていただきます。

この1年を振り返り思うことは、Zoomだと部会終了時に「退出」をクリックする瞬間は寂しさを感じます。やはり皆が現地に集まり行う闊達な議論や意見の応酬、終了後の懇親会で酒を酌み交わしながらの親睦で、多様な意見を交換、知識の相互補完を行うこともとても大事なことだと感じました。

今後もコロナとはうまく付き

合っていきながら、全青税が従来の活動を取り戻すことができるようになることを切に願っております。

今年度法対策部運営のご協力、部会のご参加くださいましたすべての皆様に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。



国際部

部長 中村 岳
(埼玉)

今年度は全青税としてはコロナ禍の暗黒期からの再始動の一年でした。理事会や研修会、懇談会、懇親会が徐々に実地開催されていくのを横目に、国際部も今年こそは韓国の税務士との交流を・・・と期待していましたが、国内の状況だけでは判断しきれない要素も多分にあり、残念ながら今年度も交流事業は不調となりました。

この二年半余り、日本におけるコロナ関連の経済対策と言え、真水をバラ撒く現金支給型

の給付金・補助金の支給、あるいは借り手の信用状態を考慮しない奔放な金銭貸付が主流となりました。「財政的に資金が潤沢な日本だからこそできた効果的な支援策だった」「連鎖倒産と雇用不安を防ぐための有効な経済対策だった」といった一定の評価もあります。しかし、日本では税理士が税理士業務ではなく、行政の下請作業を「社会貢献」と称して行う状況でしたが、一方の韓国においては、我が国では俎上にも上がらなかつ

た、さまざまな税制面での支援策が早々に実施されていました。

税理士と税務士の立ち位置はこんなにも違うものなのか。社会とのかかわり方を彼ら税務士から学ぶ必要があるのかもしれませんが。来年こそは気軽に往来できる楽しい世界が戻りますように。



広報部

部長 塚原 政史
(岐阜)

本年度、広報部長を務めさせていただきました岐阜青税の塚原です。岐阜での定時総会をスタートに広報部としては会報誌の発行を年2回とホームページでのブログ掲載更新を中心に活動してまいりました。皆様には原稿の作成や編集をお願いして、大変助けていただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。また、11月には日税連役員との懇親会にも参加させていただきました。消費税インボイス制度、電子帳簿保存法な

ど今、話題になっている内容が話の中心となってどのような議論がされているかを知ることができ貴重な体験となりました。広報部での活動報告を通して全国の青税会員の皆様に少しでも興味を持ってもらえたら嬉しく思います。今後も会報誌、ブログを楽しみにしてもらえよう。に次年度の広報部につないでいきたいと思っています。1年間ありがとうございました。

国会陳情報告

総務部長 酒井 哲也 (埼玉)

全青税では、毎年、税制改正をはじめとして様々な要望書や意見書を作成し、理事会での審議を経て、主に日税連、内容については国税庁、財務省等に提出しています。しかしながら、これ

に対する反応はほとんどなく、提出しただけで終わっているのが実情です。そこで、我々青年税理士の声を国に届けるべく、今年度の事業計画において国会議員への陳情活動を計画し、実

際に陳情に行って参りました。全青税の会員に陳情先の紹介を求めたところ、与野党合わせて下記8名の議員を紹介して頂きました。

- ・ 藪浦健太郎 衆議院議員 (自由民主党・千葉5区)
- ・ 宗清 皇一 衆議院議員 (自由民主党・比例近畿)
- ・ 宮本 徹 衆議院議員 (共産党・比例東京) ※秘書対応
- ・ 穂坂 泰 衆議院議員 (自由民主党・埼玉4区)
- ・ 西田 昌司 参議院議員 (自由民主党・京都)
- ・ 中野 洋昌 衆議院議員 (公明党・兵庫8区) ※秘書対応
- ・ 牧山 弘恵 参議院議員 (立憲民主党・神奈川)
- ・ 田村 貴昭 衆議院議員 (共産党・比例九州)



藪浦健太郎 衆議院議員 (自由民主党・千葉5区)



宗清 皇一 衆議院議員 (自由民主党・比例近畿)



穂坂 泰 衆議院議員 (自由民主党・埼玉4区)



西田 昌司 参議院議員 (自由民主党・京都)



牧山 弘恵 参議院議員（立憲民主党・神奈川）



田村 貴昭 衆議院議員（共産党・比例九州）

限られた時間内で重要な項目をわかりやすく説明するために、要望項目を【いま求められる「簡素」の視点と「納税者の権利」と題して全青税が作成した令和5年度税制改正要望書から下記5項目に絞って陳情資料を作成し議員へお渡ししました。

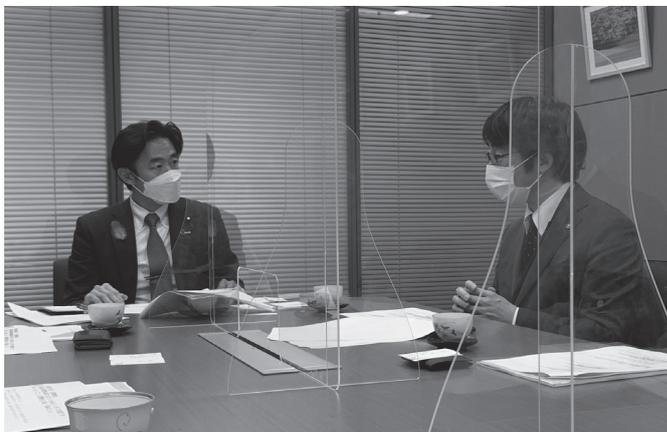
- ①電子取引の取引情報について、出力した書面による保存を認めること（電帳法7条）
- ②消費税の複数税率制度を廃止すること（消費税法29条ほか）
- ③インボイス制度を導入しないこと（消費税法30条、57条の2、4）

- ④現行の消費税の納税義務の判定基準を廃止すること（消費税法2条、9条）
- ⑤納税者権利憲章を制定し、かつ、国税通則法の目的規定を見直すこと（国通法1条）

当日の流れとしましては、まず亀川会長が全青税の概要説明を行い、杉浦税制対策委員長が税制改正要望項目について説明し、加納納税環境整備委員長が納税者権利憲章の制定の必要性を訴えました。特に電帳法やインボイス制度について、小規模事業者への周知が遅れていることや、大きな事務負担が生じることについて、高柳法対策部長より実際に現場で起こっている

ことなどを具体的に説明を行いました。全青税の説明について、議員が理解を示す場面も多かったです。

早速、衆議院の財政金融委員会で全青税の陳情資料の一部が取り上げられるなど、陳情を行った効果がありました。今後も継続して活動することが全青税の要望が少しでも実現するために重要であると感じました。



インボイス制度の不備について説明する
杉浦税制対策委員長

日本税理士会連合会執行部との懇談会

令和3年11月12日（金）日本税理士会館

広報部長 塚原政史

令和3年11月12日金曜日、日本税理士会館において日本税理士会連合会（以下「日税連」という）との懇談会が開催された。日税連からは太田副会長、杉田副会長、足達副会長、石原専務理事、高橋専務理事、加藤専務理事、片山財務部長、市木制度部長、平井調査研究部長、末吉業務対策部長が出席しての開催となった。

神津会長も参加される予定でしたが体調不良により急遽欠席となりました。今年度のテーマは消費税インボイス制度、電子帳簿保存法改正、税理士制度となった。以下はその要旨である。字数の制限により要約・意識をしているところがある旨をご容赦いただきたい。

太田副会長：日頃は日税連の活動にご協力いただきありがとうございます。今は春の税制改正について議論を進めている。全国各会との意見交換会をふまえて、会員の皆様の意見を参考に行きたい。実りある懇談会にしたい。

亀川全国青税会長（以下「亀川」）：日税連執行部の皆様、貴重な時間、機会をいただきありがとうございます。昨年はZoomだったが、リアルでの開催ができて嬉しいです。よりよい税制改正、税理士制度の確立に向けた重要な一歩とできればと思います。

税制改正（消費税インボイス制度について）

杉浦税制対策委員長（以下「杉浦」）：適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入については、中小企業者の負担が大きい。導入延期も踏まえてどこにどのように対応し訴えていくか？今後、益税をな

くす方向になった時に簡易課税制度の縮小の可能性はないでしょうか？

平井調査研究部長：財務省、税制部などに現状を説明、訴えている。事務負担については電子インボイスの仕組みが現在民間主導で作成されている。今後は国が仕組みを作成しコスト費用負担がかからないように準備してもらえようように議論を進めている。簡易課税制度については、みなし税率などの見直しはあるかもしれないが、基本的な制度の変更は聞いていない。

杉浦：電子インボイスが進むと利用範囲の拡大や国税庁側の監視が進むのではないかと？

平井調査研究部長：税務調査などで電子データを提出しない限り、民間情報を国が勝手にデータを集めるたり閲覧をすることはできないと考えている。今の法律ではできない。

電子帳簿保存法について

杉浦：今回の電子取引に関する事項は、事業者に対し事務負担コストを強いるものではないか？

平井調査研究部長：事務規定を作成して紙とデータ保管をすれば現状で問題ない。ただちに、青色申告が取り消しになることはないと考えている。電子保存要件をFAQ、1問1答などで簡易的に明確にしよう。財務省との話で準備期間があまりにも短いため宥恕規定をつくってもらうように話をしている。

亀川：昨今の税制改正について、納税者が分かりやすい簡素化の観点が抜けているように感じる。実務家の意見が反映できるように動いてほしい。



ICT化の推進について

水野税理士制度対策委員長（以下「水野」という）：税理士業務のICT化の推進について会則対応ではなくなぜ税理士法2条の3なのでしょう？

高橋専務理事：平成26年改正の直後から見直しの検討をしていた。大きく時代が変化しても、デジタル化、人口減少においても税理士制度が発展、進化していくように対応することの1番目がICT対応です。デジタル社会の実現に中小企業の対応が求められていく。税理士が納税者を守るため主導して納税者の利便向上を図る。納税者の期待に応えられるように税理士が先頭に立って進めていく必要があると思う。デジタル化に気おくれしている税理士会員もフォローする仕組み体制づくりが必要になってくる。現状は通達により税務書類の作成の範囲にとどまっているため。会則変更だけでは意味が無く、法律に明示しないと意味がない。

税理士試験制度について

水野：会計科目の受験資格要件の不要だけでなく、平均合格年数が長いなど税理士試験自体の見直しをしないと受験者が増えないのではないのでしょうか？どのような議論をしてみえますか？

市木制度部長：税理士試験自体の見直しまでには至ってないが、制度部の中では試験のあり方について継続的に議論はしている。情報収集のため予備校生、近時登録の税理士、大学院の指導教育の先生へアンケートを実施している。ネガティブな情報だけでなく正しい情報を収集していきたい。合格率を上げるだけでは合格者の質が下がる。記憶詰込型より思考型の試験がよいのではないかと意見もいただいている。

税理士試験制度を見直すだけでは税理士は増えないのではないかと思う。魅力的な資格にしていくために広報的な視点も重要だと思っている。

石原専務理事：お客様の要望、

ニーズは増えている税理士ひとりでは対応できない。納税者の期待に応えるためには増やしていかないといけない。

懲戒逃れについて

水野：自主廃業による懲戒逃れを許すと税理士の国民からの信頼を失うのではないか？日税連での対応はどう考えてみますか？

太田副会長：除斥期間を設けるように要望している。税理士制度の発展のために懲戒逃れについては由々しき問題である。税理士登録を抹消したとしても懲戒処分と同様の処分ができるよう改正してもらうように話を進めている。

石原専務理事：今までは税理士登録調査審査の際にしか資格を制限、過去を遡ることが出来ていなかったが今後は廃業した後でも調査や処分ができるように財務省は見直しをして税理士法改正していく方針のようです

税理士会（支部含む）の会 務従事者の確保について

加納納税環境整備委員長（以下「加納」という）：近年、会務従事者が減少して会務運営が困難になっていることをよく聞きます。このままでは税理士業界の発展のための活動ができないのでは？どのような対策を考えて見えますか？時間確保という観点で報酬を出すことなどは検討して見えますか？

末吉業務対策部長：支部業務が原点スタート、時間確保、責任、男女平等などの課題解決

が必要になっていく。

男女平等推進協議会などで意見交換を進めているが問題はひとつではなく、いかに支部に来てもらうかひとりひとりの意識と声掛けが必要になってくると思います。

報酬については今のところ報酬を得るための活動ではないため支払うことは考えていない。

日税連の機構改革に関する 要望書について

亀川会長：会員ひとりひとりの意見を反映するためには日税連の機構改革が必要だと思います。7月に要望書を提出さ

せていただきましたが、何か検討はして見えますか？

石原専務理事：過去に検討議論はしたことはあるが、今のところは議論していません。代議員制にしても現状と変わらないのではないかという記憶です。制度としても法改正をしないと実現できないと思います。

石原専務理事：これにて懇親会を終了させていただきます。本日はありがとうございます。



法対策部より活動報告

法対策部長 高柳律彦 (神奈川)



1. はじめに

今年度の法対策部は、税理士制度対策委員会（委員長：水野朝太郎会員／近畿）、税制対策委員会（委員長：杉浦大介会員／神奈川）及び納税環境整備対策委員会（委員長：加納豊彦会員／東京）の3つの委員会を設けて、主に「主権者である国民が納得できる租税制度の実現」「公平な税制の実現」「簡素な税制の実現」及び「未来を見据えたあるべき税制」に向け議論を交わし、意見書の提出などの活動を行いました。

ここでは、原稿執筆時点までこの1年を通じて行った活動について、私見も交えて報告させていただきます。

なお原稿執筆時点において、提出を検討し法対策部会において議論しているものがありますが、議論の上、理事会の承認を得ることができ、提出が叶いましたら提出した意見書として全青税 HP および議案書に掲載されていますので、そちらをご確認いただければ幸いです。

2. 名称の使用制限（税理士法53条）の遵守徹底を求める要望書

「メガバンクにニセ税理士が」との週刊誌記事に端を発し、事実であれば税理士法違反の問題と感じ抗議文の作成を検討し

た。税理士で無い者が「税理士」を名乗った場合には税理士法により罰せられる。この件について9月16日に日税連に対し、このような事案があった際には当局に対し告発等をし、53条違反についての罰則の適切な発動がなされるようを求めるとともに、納税者に対する、「税理士」の信頼性担保の観点から、改めて「ニセ税理士問題」についての周知を図るよう求めた。

3. 税制改正に関する要望書

2月4日、日税連に令和5年（2023年）度税制改正に関する要望書を提出した。要望書は杉浦大介委員長を中心に、スケジュールの都合上8月の全国大会前に開催となった拡大法対策部会から具体的な議論をはじめた。その後の部会において議論が白熱し通常部会だけでは年内のまとまりがつかない事態となり、急遽11月にも拡大法対策部会を開催し、意見集約を行った。その甲斐あって、理事会では2回の協議を経たのち審議承認され完成した。今年度作成した要望書は「公平・中立・簡素」の3原則を基本としつつも、近年複雑化し続けている税制について、「簡素」の視点を重要視した内容とし、主権者である国民が納得できる租税制度、平易で分かり易い税制の実現、未来

を見据えたあるべき税制の3つの視点をもとに、全税目に関して網羅的に意見書を作成した。前年度と同様に、要望書は重点項目（9項目）と一般項目を区分する方式を採用することで強弱をつけた構成とした。今年度作成した要望書は、昨年度に引き続き、消費税の複数税率制を廃止することと、令和5年10月から開始されるインボイス制度については益税問題の解決がその目的の一つに挙げられているが、インボイス制度を導入せずとも益税問題の解決を図る手段はあるため、適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）を導入しないことについて議論を行った。また、令和3年度税制改正で成立した電子帳簿保存法の改正内容が、すべての事業者に対し多大な影響を及ぼすものであったため、その内容を精査し、税制改正要望書の重点項目として盛り込こんだ。

今年度の部会も、新型コロナウイルス感染症の影響により、Zoomを併用する形で議論を行った。Zoomは、遠方へ出向かずとも議論に参加できるメリットもあるが、部員が会場へ参集しての対面での議論や部会外での意見交換や相談が出来ないといったデメリットも大きい。杉浦委員長には多大な苦勞をお掛けしたが、部員の協力もあり、すべての項目について、

網羅的に検討し、これまでの意見の再検討や、新規項目の追加などを行うことができた。

4. 日本税理士会連合会との懇談会

11月12日に日税連執行部との懇談会を開催した。人数制限が設けられ、全青税執行部及び執行部メンバーが属していない単位青税の代表のみの参加であったが、対面での懇談会開催ができた。開催決定後、Zoomにて参加メンバーで事前の打ち合わせを複数回実施し、質問事項を準備した。当日午前中には、全青税事務局において最終の打ち合わせを行った。懇談内容については広報誌の日税連懇談会の記録をご覧いただきたい。今年度は主に既述の消費税の適格請求書保存方式と改正電子帳簿保存法について意見を伝えた。また、税理士法改正前であったため、2条の3についても意見を伝えた。このほか税理士法改正関連として、税理士試験受験資格の見直しに触れ、さらに踏み込んだ試験そのもの見直しについて意見を伝えることができた。近年どの単位会や支部でも、会務従事者の確保が難しいという問題についても意見交換した。改正電帳法については、日税連側より「財務省の勇み足」との説明があり、土壇場で2年間の措置がなされたことは皆様ご承知のとおりである。適格請求書保存方式については、日税連は法律の規定による手続きは進めつつも、開始時期の延期を求めていくスタンスであるとの説明がなされた。税理士試験受験資格については、日税連が描く受験者増へのビジョンの説明を受けた。

5. 税理士試験制度に関する意見書及び税理士法に関する意見書

日税連執行部との懇談会の後、日税連制度部より税理士試験制度に関する全青税の意見を聞きたいとの打診が水野委員長にあり、実現することができた。

その後、試験制度に関する意見書、税理士法に関する意見書の提出を行うことができた。税理士法に関する意見書について理事会で一部賛否が割れた場面もあったが、内容としては良いものを提出できたと感じている。

6. e-Tax 接続障害に関する要望書

コロナ禍での確定申告も佳境に差し掛かった3月14日、突如e-Taxにおいて通信障害が発生したことは記憶に新しい。国の根幹をなす申告システムで原因不明の接続障害が起こったことは甚だ遺憾である。当初案内された対応策も場当たり的で、万が一の際の準備がなされていないことが露呈した。これを踏まえ、法対策部では、直後の部会において加納委員長に要望書を取りまとめてもらい、日税連だけではなく、財務省、国税庁にも提出した。

7. 国会議員への陳情活動

12月を皮切りに、5月までに計4日間、国会議員への陳情活動を行った。全青税として、広く国民納税者の一助となるべく作成した令和5年度税制改正要望書の中からインボイス関連と電帳法関連並びに納税者権利憲章の制定について陳情を行い、議員との意見交換をおこなった。全青税としての議員陳情は

複数税率導入前の前田執行部を最後に、コロナの影響もあり活動が出来ていなかったが、立法府たる国会の議員に対し直接、改正を求める趣旨や意義を説明できる貴重な機会であったと思う。次期以降の法対策部でも是非議員陳情を行い、国民が納得する、平易で分かり易く未来を見据えた税制の実現に向け活動に期待する。

8. おわりに

今年度はワクチン接種が進んだこともあり、事務局での部会開催は減りましたが、今度は適当な規模での会場からの配信という問題に直面しました。前年度においてZoom配信による部会開催についての経験値があったとはいえ、部会開始までの準備が大変な感じます。全青税は全国各地の単位青税で組織されているため、今まではその距離が活動の難しさの一因となっていると言われていましたが、いざZoomを活用した部会を開催してみると、参加は容易になったものの、今度は議論の難しさや配信等の運営の大変さを感じます。前年度税制対策委員会としてコロナ禍の法対策部会を1年間経験していましたが、やはり休み時間や懇親会での意見交換や考え方を伝えることはとても重要だと感じます。次期法対策部ではできる限り多くの部員が会場に集まり、議論を交わしていただければと強く願います。役者不足の私を1年間支えていただいた3委員長及び法対策部員の皆様並びに法対策部会にご参加いただいたすべての皆様に深く感謝を申し上げます。結びの報告とさせていただきます。

2022 年全国青年税理士連盟 研究論文集のご案内

○シンポジウム論文集は全国青税ホームページからダウンロードすることができます。



手順1 ダウンロード用のパスワード取得

「全青税」(<https://aozei.com/>) のトップページ、左側メニュー欄の最後段のえんじ色のバナー「【会員用】パスワード照会」から画面に従ってご自身のメールアドレス等をご入力下さい。自動返信にて、入力された宛先にパスワードが即時送信されます。

手順2 論文集のダウンロード

上記手順1と同様、「全青税」(<https://aozei.com/>) のトップページ、「各部の活動報告」から「研究部 全青税シンポジウム」へ進んでいただいた後、「記事」の一番上にある「【研究部】2022年研究論文集」をクリックし、論文集の表紙の画面をクリックし、手順1で取得したパスワードを入力しますと、論文集が閲覧・ダウンロードできます。

【目次】

- ・はじめに
- ・東京青税 「災害税制」
- ・千葉青税 「租税原則としての『公平』の再考～人に優しい所得税を中心に～」
- ・埼玉青税 「消費税のインボイス制度」
- ・岐阜青税 「所得区分と必要経費に関する一考察—外れ馬券訴訟を題材にして—」
- ・近畿青税 「所得控除の在り方の検討」
- ・名古屋青税 「消費税法における輸出免税制度の問題点について」
—仕向地主義の問題を中心として—
- ・神奈川青税 「税のタブー～政治家・政治団体における課税について～」

論文集冊子は発行いたしません、各単位青税が執筆した論文を是非お読みください！

あしがき

岐阜での全国大会から早くも1年あっという間でした。ワクチンの普及によりコロナも終息するかと思いましたがオミクロン株の拡大で再び先行きが見えなくなったり、e-tax 接続障害による確定申告期限延長など色々なことが起きた年でした。今年こそはコロナ禍が明けて皆さんが安心して仕事と日々を暮らし全国青税の活動もできることを願っています。今事業年度にご協力をいただきました会員の皆様、1年間どうもありがとうございました。次号は次期の広報部発行となります。引き続きよろしくお願いたします。

広報部長 塚原 政史